

高騰している

肥料の購入費 に対し支援します！

肥料の価格が高騰している状況を踏まえ、土壌診断をきっかけに生産力の向上などに取り組む農業者へ支援する制度があります。 ※市内農業者等かつ市内ほ場のみ対象

1 土壌診断 (土壌診断及び施肥計画書の作成)

補助額 対象経費の50% (1検体あたり)

※1経営体あたり2検体まで

※補助上限額：1検体あたり5千円



2 肥料の購入 (1の施肥計画書に基づき購入したもの)

補助額 購入費の50% (1施肥計画書あたり)

※補助上限額

茶にかかるもの : 6万円

茶以外にかかるもの : 3万円

(注) 送料、運搬経費は除きます。



- ◇ 本事業は、肥料コストの低減及び作物の収量、品質の安定・向上のために、土壌診断及びその診断結果(施肥計画)に基づく肥料の購入費に対して、支援するものです。
- ◇ **各生産組合又は団体(3名以上で構成されるもの)**単位での申請となります。所属組合より申請していただくか、3名以上の団体(連名)で申請してください。
- ◇ **市内農業者が所有し又は耕作する市内ほ場**に限ります。
- ◇ 土壌診断書、施肥計画書及び購入した肥料の種類、金額がわかる領収書、納品書等は、後に必要となりますので、保管しておいてください。
- ◇ 事業期間は、各生産組合・団体に確認してください。
(注) **令和4年度中の事業が対象となります。申請前に実施された事業は対象となりません。**
- ◇ 同一事業において他の補助金の交付を受けた場合、補助額が調整される場合があります。

【お問い合わせ先】

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33

宇治市 産業観光部 農林茶業課

TEL:0774-20-8723

FAX:0774-20-8977

E-mail : nourinchagyoka@city.uji.kyoto.jp



【宇治市内の各生産組合又は団体の方へ】

本事業は、各生産組合又は団体(3名以上で構成されるもの)単位での申請となります。
組合・団体内において対象者を取りまとめていただき、下記の書類を宇治市農林茶業課まで提出してください。

1. 交付申請時に必要な書類 ※市ホームページよりダウンロードできます。

- ①農地力向上支援事業補助金交付申請書 (第1号様式)
- ②事業実施計画書 (第2号様式)
- ③収支予算書 (第3号様式)
- ④その他 (対象人数に関する資料(申込集計表)など。任意様式)

2. 実績報告時に必要な書類 ※市ホームページよりダウンロードできます。

- ①農地力向上支援事業終了報告書 (第7号様式)
- ②事業成績報告書 (第8号様式)
- ③収支決算書 (第9号様式)
- ④土壤診断に係る費用を支払ったことがわかるもの (領収書の写し)
- ⑤肥料購入に係る費用を支払ったことがわかるもの (領収書の写し)
(注)事業終了報告日以後に行った土壤診断、肥料購入分は対象外。
- ⑥土壤診断結果及び施肥計画の内容がわかるもの
(土壤診断書の写し、施肥計画書の写し ※いずれも作成日及び作成者(法人名等)がわかるもの)
- ⑦購入した肥料の種類がわかるもの (納品書の写し等)
- ⑧その他(事業内容に関する資料など)

<補助確定後>

- ⑨補助金等交付請求書 (別記様式第11号)

※計算例 (土壤診断費)

茶園1カ所・診断費1.2万円、田1カ所・診断費8千円の場合
(診断費) (50%) (補助額)
茶園: 1.2万円 → 6千円 ⇒ 5千円 (上限)
田: 8千円 → 4千円 ⇒ 4千円
補助額合計 9,000円

※計算例 (肥料購入費)

茶園2カ所、購入費が10万円・20万円の場合
(購入費) (50%) (補助額)
茶園1: 10万円 → 5万円 ⇒ 5万円
茶園2: 20万円 → 10万円 ⇒ 6万円 (上限)
補助額合計 110,000円

3. その他

○事業終了前に補助金の交付(概算交付)が必要な場合
補助金等(概算)交付請求書(別記様式第11号)
事業資金計画書(別記様式第12号)
概算交付理由書 ※任意様式可 を提出してください。

○補助金の額が交付決定額を超えると見込まれるとき
事業計画変更承認申請書(別記様式第5号) を提出してください。

※ご不明な点があれば担当者までご連絡ください。

